

令和 8 年 第 3 回 摂津市議会定例会

議 案 参 考 資 料
(条 例 関 係)

令和 8 年 9 月 8 日 提出

摂 津 市

目 次

議案第 6 9 号 摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・ 1
-----------------------------------	---------

議案第 7 0 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・ 17
----------------------------------	----------

摂津市職員旅費条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
(定義) 第 2 条 略 (1) 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その<u>在勤場所</u>を離れて旅行することをいう。 (3) 赴任 新たに採用された職員(規則で定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から<u>在勤場所</u>に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため<u>旧在勤場所</u>から<u>新在勤場所</u>に旅行することをいう。 (4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u>をいう。 (5) 略	(定義) 第 2 条 略 (1) 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所(<u>任命権者が認める場合には、その住所、居所その他任命権者が認める場所</u>)を離れて旅行することをいう。 (3) 赴任 新たに採用された職員(規則で定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から<u>勤務場所</u>に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため<u>旧勤務場所</u>から<u>新勤務場所</u>に旅行することをいう。 (4) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。 (5) 略 (6) <u>旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。)</u>

(旅費の支給)

第 3 条 略

2・3 略

- 4 職員以外の者が、市の機関の要請に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿

その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第 3 条 略

2・3 略

- 4 職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 5 第 1 項、第 2 項及び前項並びに第 6 条に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの規定に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅費の計算)

第 4 条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのもの

泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道(軌道を含む。以下同じ。)旅行について、
路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により
支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃によ
り支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、
実費額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により
支給する。
- 7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路
程等に応じ定額により支給する。
- 8 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、
定額により支給する。
- 9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転につい
て、支給する。

として次条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な
通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。
ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に
より最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い
場合には、その現によった経路及び方法によって計算す
る。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、第 4 項の規定による場合を除き、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除き、鉄道旅行にあっては 400 キロメートル、水路旅行にあっては 200 キロメートル、陸路旅行にあっては 50 キロメートルについて 1 日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

3 前項ただし書の規定により通算した日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを 1 日とする。

4 第 3 条第 2 項各号に掲げる場合には、旅費計算上の旅行日数は、第 2 項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(旅費の種目及び内容)

第 5 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(以下この条において「交通費」という。)、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費並びに家族移転費とする。

2 鉄道賃は、鉄道(軌道を含む。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用の合計額とする。

3 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用の合計額とする。

4 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用の合計額とする。

5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外の規則で定める交通手段を利用する移動に要する費用とし、その額は、規則で定める額の合計額とする。

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、

国家公務員の例に準じて規則で定める額(次項において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る規則で定める特別の事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、旅行者が旅行中自宅(住所、居所その他これらに準ずる場所をいう。)に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 1 夜当たり 2,400 円

(2) 第 6 項又は前項の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費に、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1 夜当たり 1,600 円

(3) 第 6 項又は前項の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費に、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1 夜当たり 800 円

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第 11 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定

(鉄道賃)

第 6 条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

める方法により算定される額とする。

10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年(任命権者が、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があると認める場合には、任命権者が認める期間)以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第 6 条 旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令若しくは旅行依頼を取り消され、若しくは変

- (1) 乗車に要する旅客運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第 1 号に規定する旅客運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第 2 号に掲げる急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの

3 第 1 項第 3 号に掲げる座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第 7 条 船賃の額は、一等の旅客運賃(等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する旅客運賃)による。

更され、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(旅費額を喪失した場合における旅費)

第 7 条 旅費の支給を受けることができる者が、旅行中の天災又は交通事故その他その者の責めに帰することがで

きない事情により、旅費額の全部又は一部を喪失した場合
においては、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める
金額を旅費として支給することができる。

(航空賃)

第 8 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第 9 条 車賃の額は、その実費額による。

2 車賃は、他に利用する交通機関がない場合又は緊急その
他やむを得ない事由による場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第 10 条 宿泊料の額は、1 夜につき 12,000 円とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の
必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着
陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(移転料)

第 11 条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地か
ら新在勤地までの路程に応じて別表に定める額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第 12 条 着後手当の額は、第 10 条第 1 項に規定する宿泊料の額の 5 夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第 13 条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴

する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額

イ 12 歳未満 6 歳以上の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額

ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。ただし、6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除き、第 11 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

2 前項第 1 号アからウまでの規定により宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に 1 円未満

の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を
移転する場合における扶養親族移転料の額の計算につい
ては、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみ
なして、第 1 項の規定を適用する。

(特定の旅行)

第 14 条 視察又は研修を受ける等のため旅行するときは、
この条例により計算した旅費の額の範囲内でその旅費の
額を減じて支給することができる。

(市内出張)

第 15 条 市内に出張した場合において、交通機関を利用し
たときは、その実費を弁償する。

(退職者等の旅費)

第 16 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、
次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げ
る旅費

(退職者等の旅費)

第 8 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、
次に掲げる旅費(退職等の日の翌日から 3 月以内における
当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。)とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合に
は、出張の例に準じ、退職等となる前の職務に相当する
者として退職等の日にいた地から旧勤務場所に旅行す
るものとして計算した旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第17条 略

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に相当する者として退職等の日にいた地から新勤務場所に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第9条 略

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 略

(国又は他の団体から旅費の支給を受ける場合)

第 18 条 国又は他の地方公共団体等から旅費の支給を受ける場合には、この条例による旅費を支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費の額より少ないときは、その差額を支給することができる。

(外国旅行の旅費)

第 19 条 外国に旅行する場合の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)第 3 章の規定に準じて市長が別に定める額を支給する。

(旅費の支給の時期)

第 20 条 旅費は、毎翌月の給料の支給日までに支給する。ただし、1 回の旅行が 2,000 円以上要すると任命権者が認める場合には、出張前又は赴任前においてその概算による額を支給することができる。

復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 略

(外国旅行の旅費)

第 10 条 外国に旅行する場合における旅費の種目及び内容は、第 5 条から前条まで及び第 14 条の規定にかかわらず、国家公務員の例に準じて市長が別に定める額を支給する。

(旅費の支給の時期)

第 11 条 旅費は、毎翌月の給料の支給日までに支給する。

(旅費の調整)

第 21 条 この条例の規定による旅費を支給することが当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質上、通常必要としない旅費の支給となる時又は旅費の実費を不当に超えることとなる時は、その必要としない部分の旅費又はその実費を超えることとなる部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の調整)

第 12 条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の返納)

第 13 条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項の規定による返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 14 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第 5 条第 2 項から第 5 項までに規定する各費用について、第 4 条及び当該各項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 4 条並びに第 5 条第 6 項、第 7 項及び第 9 項から第 11 項までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の特例)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、旅費の種目、支給額及び支給方法に関し特に必要な事由が生じたときは、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第 11 条関係)

<u>区分</u>	<u>移転料の額</u>
<u>鉄道 50 キロメートル未満</u>	<u>107,000 円</u>
<u>鉄道 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満</u>	<u>123,000 円</u>
<u>鉄道 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満</u>	<u>152,000 円</u>
<u>鉄道 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満</u>	<u>187,000 円</u>
<u>鉄道 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満</u>	<u>248,000 円</u>
<u>鉄道 1,000 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満</u>	<u>261,000 円</u>
<u>鉄道 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満</u>	<u>279,000 円</u>
<u>鉄道 2,000 キロメートル以上</u>	<u>324,000 円</u>

備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルを
もって鉄道 1 キロメートルとみなす。

摂津市手数料条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行				改 正 案			
(手数料の種類及び金額)				(手数料の種類及び金額)			
第 2 条 略				第 2 条 略			
(1)～(10) 略				(1)～(10) 略			
(11) 液化石油ガスの保安に関する事務				(11) 液化石油ガスの保安に関する事務			
	事務	区分	手数料の額		事務	区分	手数料の額
ア ㄱ ケ	略	略	略	ア ㄱ ケ	略	略	略
コ	液化石油ガスの 貯蔵施設又は特 定供給設備の完 成検査	設置の完成検査	31,000 円に貯 蔵施設又は特 定 供 給 設 備 （高圧ガス保 安法第20条第 1 項若しくは 第 3 項又は同 法第 39 条の <u>22 第 1 項</u> の規 定に基づき完 成 検 査 を 受 け、又は自ら	コ	液化石油ガスの 貯蔵施設又は特 定供給設備の完 成検査	設置の完成検査	31,000 円に貯 蔵施設又は特 定 供 給 設 備 （高圧ガス保 安法第20条第 1 項若しくは 第 3 項又は同 法第 39 条の <u>11 第 1 項</u> の規 定に基づき完 成 検 査 を 受 け、又は自ら

			行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額に 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を加えた額
		略	略
サ セ	略	略	略

備考 略

(12) 略

			行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額に 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を加えた額
		略	略
サ セ	略	略	略

備考 略

(12) 略